

行政相談週間  
10月11日～17日

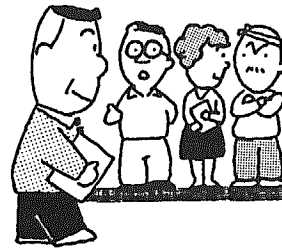
# 行政相談はみなさんの味方

## 例 申し出 ▲ バスの停留所を 移動してほしい

毎日の暮らしの中で、道路や河川の整備、環境衛生など役所や公団などの仕事に苦情や要望、意見はありませんか。「苦情はあるが、直接役所に行つて言いくい」とごへ申し出たらしいのかわからない」というかは、行政相談委員に申し出てはいかがでしょうか。

行政相談委員は法律に基づき、総務庁長官から委嘱された民間の有識者です。岩室村では、和納八区の岩本格さんが委嘱を受け、役所や公団などが行つてい

る仕事に対する苦情や要望・意見をみなさんから受け、問題解決の促進を図る住民と行政とのパイプ役として活躍しています。



▼改善結果▲  
行政相談委員が現地調査したところ、申し出どおりの状況で、地元の町も改善の必要性は認められていました。ところが、関係機関がバス会社、陸運支局、道路管理者など多岐にわたるので、対策に悩んでいたのです。行政相談委員は地域住民にとって大きな問題であるので、行政監察事務所へ通知をしました。行政監察事務所では改めて現地調査を行い、町の意見も聞いたうえで、陸運支局へ検討を要請。この結果、関係バス会社に指導が行われ、停留所の移転と上屋の設置が実現しました。

## みなさんの身近な相談役

昭和六十一年度に総務庁へもち込まれた行政相談は、二十一万七千二百二十七件。そのうちの七六・三％を行政相談委員が受け付けています。相談は無料で、匿名でも受け付けています。相談方法は口頭、電話、手紙のいずれでもかまいません。

みなさんの身近なところを開かれて行政相談窓口——行政相談委員はみなさんの相談役です。お気軽にご相談ください。

## ご利用ください相談会

### ■行政・人権合同相談所

今月十三日(火)午前九時～午後三時まで、役場一階の住民相談室で、行政・人権の合同相談所が開かれます。相談者は岩本格行政相談委員と本間清・光井智雄人権擁護委員です。

### ■巡回行政相談

今月十七日(土)午前十時～正午まで、間瀬地区公民館で開かれます。相談者は岩本行政相談委員。苦情、ご意見などお気軽にご相談ください。

## 歯の用心一口メモ

### 歯ぐきから血が出たら赤信号

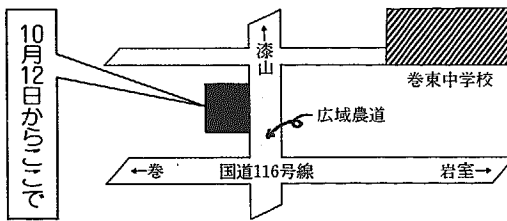
「歯をみがくと血がでませんか」とか「リングをかむと血がでませんか」というテレビCMの宣伝文句を聞いたことはありませんか。健康な歯ぐきは、きれいなピンク色をしていて、固くひきしまっていて、ツヤツヤしています。もちろんリングをかんでも血はでません。しかし、歯と歯ぐきの境目に歯垢がたまってくると、歯肉は炎症を起こして少しはれつぽくなってきて、ますます食べ物のカスがたまりやすくなってきます。こうした状態が長く続くと、歯を磨いた時に出血するようになります。つまり歯肉炎ですね。これは、あのコワイ歯槽膿漏へと進行してしまいます。歯ぐきから血が少しでもでるようになったらすぐ歯医者さんへ行くようにしましょう。

## 巻警察署

### 新庁舎に移転

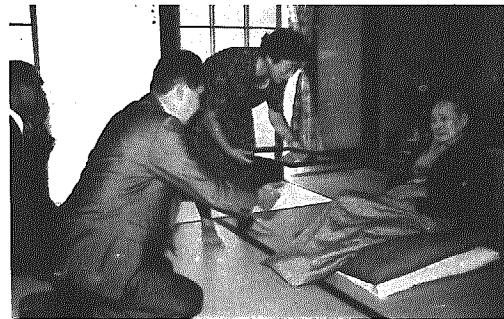
巻警察署が今月12日、新庁舎に移転します。また、これに併せ移転準備を進めている交通安全センター。ここでやっている運転免許関係の事務は、10月13日から11月中旬ごろまで巻警察署新庁舎で行います。

■新住所：巻町大字赤嶺1071  
☎72-2336です。



## 芸者衆もひと役

村観光協会では先月一日、二日の両日、秋の観光シーズンに向け、群馬県・埼玉県で誘客キャンペーンを展開しました。キャラバン隊一行は、村長、旅館関係者、芸者衆など二十三人。群馬県前(写真)では、岩室群馬県前(写真)では、岩室甚句を踊って氣勢を上げました。キャラバンコースは利用者の多い高崎市や大宮市などの各市で集中的に誘客キャンペーンをして、コシヒカリやパンフレットを使ってサービスの面でも「岩室」を宣伝しました。



## 長寿を祝う

敬老の日の先月十五日、助役・村議会議長らが今年度九十歳になる村内のお年寄り十一人を表敬訪問。岩室の後藤キセさんらに「どうかいつまでも長生きしてください」などと、ねぎらいの言葉をかけて長寿を祝う品を贈りました。村内の九十歳以上のお年寄りは二十六人で、昨年比に比べ十人増えています。これからもますます元気で、みなさん長生きしてくださいね。

## 耳よりな話

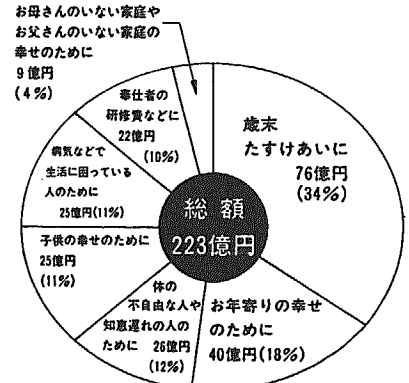
### 高額療養費 委任払い制度

国民健康保険の高額療養費を毎月、支払っているご家庭では、一時的に立て替えているといつても家計のやりくりが大変だ、というご家庭も多いのではないのでしょうか。

ふつう、高額療養費は最高五万四千円を負担すれば、仮に十萬円の療養費がかかっても、一時、立て替えて十萬円を支払えば、あとで差額の四万六千円がもどってきましたね。差引、五万四千円の負担でいいのに、なぜ十萬円、一時的とはいえ支払わなくてはならないのか、と不満に思っているかたもいらっしゃるでしょう。そのため、九月診療分から「委任払い制度」というものができ、手続きをすれば最高五万四千円だけの支払いですむ方法が取り入れられました。この制度は、かかっている病院や各世帯の状況によって形態は違いますが、いま高額療養費を支払っているため家計のやりくりが大変だ、というご家庭は役場保健衛生課関係係(☎804-11)内線(112)へご相談ください。

## わかちあう幸せ——赤い羽根共同募金

＝昨年の寄付金はこのように使われました＝



きょうから十二月三十一日まで、「赤い羽根共同募金」が行われます。ご存じのように、赤い羽根共同募金は、みなさんから寄せられた寄付金をお年寄りの幸せや体の不自由な人たちのため有効に使っているものです(グラフ参照)。

ところで、この共同募金は「社会福祉事業法」という法律によってその募金活動が行われています。よく、「なぜ募金の目標額を決めるのか」という、ご質問がありますが、これは民間の福祉施設や各福祉団体からの申請を取りまとめて、みなさんからの寄付金を体の不自由な人たちのために分配するからです。そのため年ごとにひとつの目安として目標額を決めさせてもらっています。ことしも一世帯あたり五百円をめぐりに、温かいご協力をお願いします。